

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	ナカニシ コウスケ 中西 康介		授与番号 甲 1510 号
学位の種類	博士(人間科学)	授与年月日	2021年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]		
博士論文の題名	発達障害診断によって構成される現実—自認する成人との心理面接による検討—		
審査委員	(主査) 森岡正芳 (立命館大学総合心理学部教授)	(副査) 中村 正 (立命館大学産業社会学部教授)	
	(副査) 川野健治 (立命館大学総合心理学部教授)		
論文内容の要旨	<p>本研究は、“発達障害”を自認し診断されることを希求する成人を対象とした心理面接において、“発達障害”という言葉によって構成される現実の焦点を当てることにより、心理面接を行ううえで留意すべき事柄と有意味な関わり方を示すことを目的とするものである。本論文は 4 部から構成されている。</p> <p>第一部「序論」第 1 章:成人の“発達障害”臨床における本研究の位置づけ では、本研究の検討課題を整理し、本研究で用いる“発達障害”という用語、および成人の“発達障害”臨床というフィールドにおける本研究の対象について、鍵概念となる「知的な障害を伴わない発達障害」の歴史的な経緯を検討し、研究の視点となる社会構成主義についてその理論的根拠を示している。第二部「“発達障害”の概念観と自認に関わる臨床的課題」は、第 2 章:疾病概念の多重規範の問題 および、第 3 章:“発達障害”の自認と発達歴の聴取 からなる。第 2 章では、セラピストがクライアントから病名を尋ねられる場面に焦点を当てた。自分は「“発達障害”ではないか」という問いに内包される疾病概念の多重規範を背景に、“発達障害”概念を疾患と症候群のどちらの水準で認識するかによって、心理面接上異なる現実が構成されることを示した。第 3 章では、国内の主要学会誌 3 誌の過去 36 年における文献を精査し、“発達障害”を自認する未診断の成人という対象を扱った事例研究の数的な検証を行い、その報告がごく少数であることを確認している。</p> <p>第三部は「事例研究」で、第 4 章:“発達障害”を自認している人との関わりにおける探索的研究、第 5 章:“発達障害”のラベルを求める成人女性と母親の間の葛藤、第 6 章:母親に発達検査を勧められた成人女性の「ショック」の意味の多重性、の各章から構成される。第 4 章は、当事者における“発達障害”の自認の意味変容のプロセスについて検討を行なった。クライアントの帰属する意味世界にローカルなディスコースが無数に存在する。それらの中にある違和感をクライアントが語るプロセスの分析から、“発達障害”の自認の意味変容を抽出している。第 5 章は、“発達障害”を自認し診断を求める成人女性と、娘が“発達障害”にこだわることに否定的な立場を取る母親との間の葛藤について検討を行なった。心理面接の経過を通じて、母娘の間に生じた変化は「発達障害のラベルの意味」ではなく、「発達障害のラベルにこだわることの意味」であった。“発達障害”という言葉に内包される時間性の認識の違いによって、異なる現実が構成されることを示した。第 6 章では、母親が成人した娘に“発達障害”の可能性を疑い、検査・診断を求めた事例をあげ、クライアントが繰り返し使用する「ショック」という言葉の意味に焦点を当てた。発達障害”という言葉は、多様な現実を生きている人の文脈を固定する一方で、クライアントおよびその家族にとっての「ショック」のストーリーには、障害受容という現実とは異なる「卒業と就職」というより差し迫った現実が存在していたことを考察している。</p>		

	<p>第四部「総合考察」第7章:成人の“発達障害”臨床への社会文化的な視点 では、3つの観点から総合考察を行った。1) 3事例について、検査・診断の事前事後に関する個別の背景状況を整理し、それらの違いが心理面接の実践にどう反映したかについて考察を行った。2) 精神医学的診断が客観的・科学的に行われることを目標とする一方で、社会的・文化的な文脈によって発達障害診断が方向づけられる可能性について考察を行った。3) 発達障害に当てはまる可能性がクライアントによって自認されたものか、家族や周囲の人によって認識されたものかを把握し、心理面接における有意味な関わりのあり方を検討した。以上の考察を通して、検査を受ける段階で診断結果によって事後的に構築される現実について前方視的に検討することおよび、“発達障害”を自認する以前に生きてきた現実について後方視的に検討することを、心理面接における有意味な関わりとして結論を導いた。本研究における臨床実践を再構成することを通じて、ナラティブ・アプローチの実践様式の可能性を提示した。</p>
<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文は、“発達障害”を自認し診断を希求する成人を対象とした心理面接において、“発達障害”という言葉によって構成される現実焦点を当てることにより、心理面接を行ううえで留意すべき事柄と有意味な関わり方を示すことを目的とするものである。近年発達障害に関わる診断と治療・療育は目覚ましく展開しているが、いまだ医療福祉の場で大きな課題となって久しい。その中で、青年期以後になって未診断でありながら、自分は「“発達障害”ではないか」との訴えで、医療や心理相談に訪れる人は稀ではない。にもかかわらず臨床現場では、発達障害臨床の周辺におかれ、等閑視されてきた。申請者は心療内科クリニックで心理師として勤務する傍らこの点に着目し、このような来談者に光を当て事例研究を丹念に積み上げてきた。本論文はその考察から心理面接の留意点を明確に示した点において、新奇性が高い。社会構成主義の観点を導入し、心理臨床学の枠内において“発達障害”を自認するクライアントとの関わりを、可能な限り社会文化的な観点から捉え直したことは、本研究の独創性として評価される。</p> <p>一方、第二部における精神障害診断に関わる歴史的変遷の議論や、病理診断の多軸的観点に関わる記載と、社会構成主義の観点には異質のものがあり、事例記述の方法について課題を残している。心理面接の場で生起する言葉は共同的に構成されるもので、それを厚く記述することの工夫と理論的裏付けがさらに求められる。このような課題を残してはいるが、“発達障害”へのアプローチを一つの社会文化的な営みとして検討し、“発達障害”を自認し検査を受ける段階で、診断結果によって事後的に構築される現実に関わって、前方視的および後方視的に構成されるストーリーをとらえなおす実践によって、ナラティブ・アプローチの新たな領域を示した点は、その実践性において評価できる。</p> <p>本論文の最終試験を兼ねる公聴会は2021年1月12日(火)13時~15時、C471(OICキャンパス)で行われた。審査者からは以下の様な点について質疑があった。1)事例研究に示された心理面接は、そもそも何の相談なのか。発達障害臨床と述べるのか。2)事例研究において、3つのディスコースが抽出されているが、4つ目のディスコースとして、セラピストとクライアントの間に生じるディスコースが想定されるが、どの様に考察したか。以上について、申請者は、心理面接では、クライアントが主訴を通じて相談に持ってきたものが何かについて、対応していること。“発達障害”ではないかという訴えが内包する意味を問うカウンセリングであること。クライアントは自己物語のなかで“発達障害”のアイデンティティを組み込む。それによって過去の出来事と、これから先の出来事の意味を選択し再構成する。そのプロセスに付き添いつつ新たなストーリーを共に模索することが支援となること。以上の観点を提示し、明確に回答した。</p> <p>本研究は心理臨床の現場において見過ごされがちな“発達障害”を自認する成人来談者に対して、心理臨床実践の有意味性と、その特徴を明確に示し、検討した点において十分評価できる。以上により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>審査委員会は最終試験として論文審査を中心に、本学大学院人間科学研究科博士課程後期課程の在学期間中における申請者の学会発表などの様々な研究活動、また公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを認めた。なお本論文に関わり、申請者は以下の査読付き論文を含む2編を『心理臨床学研究』誌に掲載しており、候補者は博士論文提出要件を満たしている。</p> <p>中西康介(2020).「統合失調症」と「自閉スペクトラム症」の概念比較における多重規範. 心理臨床学研究, 37(6), 549-558.</p> <p>したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、学位申請者中西康介に、博士(人間科学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。</p>